



岐阜県多文化共生推進基本方針

(平成29年度 ~ 平成33年度)

平成29年3月

岐阜県

目 次

1. 岐阜県多文化共生推進基本方針の改定について	1
(1) 岐阜県多文化共生推進基本方針改定の趣旨	1
(2) 基本方針の位置づけ	1
(3) 基本方針改定の方法	1
(4) 基本方針の対象期間	1
2. 基本方針策定（改定）の背景（在住外国人を取り巻く主な動向）	2
3. 本県におけるこれまでの取組みと課題	8
(1) これまでの県の取組み状況	8
(2) 課題	10
4. 基本目標と今後の方向性について	12
(1) 基本目標	12
(2) 今後の方向性	12
(3) 施策の基本的な考え方と具体的な取組み	13
1. 誰もが活躍できる環境づくり	13
2. 安全・安心に暮らせる環境づくり	16
3. 多文化共生の地域づくり	19
5. 推進体制	20

1. 岐阜県多文化共生推進基本方針の改定について

(1) 岐阜県多文化共生推進基本方針改定の趣旨

平成2年の改正入管法（出入国管理及び難民認定法）の施行により、日系人とその家族（日系3世までとその配偶者）に就労制限のない在留資格が付与されたことや、平成5年に技能実習制度が創設されたことなどにより、以降、在住外国人が急激に増加するとともに、定住化も進みました。

こうした状況を踏まえ、本県では、平成19年2月に県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現を目指し、「岐阜県多文化共生推進基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

その後、リーマンショックの影響などにより、平成20年をピークに県内の在住外国人数が減少に転じる一方で、さらに定住化が進んだことなどを踏まえ、平成24年3月に基本方針を改定したところです。

平成29年3月で、改定から5年が経過し、在住外国人数が再び増加傾向にあることや、国籍構成の変化、永住化の進行、外国人児童生徒の増加、関東・東北豪雨（H27.9）・熊本地震（H28.4）における外国人の被災、外国人雇用ニーズの高まりなど、在住外国人を取り巻く変化や、新たな課題などに対応する必要があることから、基本方針を改定することとしました。

(2) 基本方針の位置づけ

基本方針は、本県における多文化共生社会の実現に向けた目標と方向性を明らかにするものであり、個々の多文化共生推進施策は、この基本方針に基づき進めていきます。

また、この基本方針に基づく、毎年度の具体的な施策の内容については、基本方針の別冊として岐阜県庁ホームページで公表します。

(3) 基本方針改定の方法

基本方針の改定に向けては、各分野の有識者からなる「多文化共生推進会議」や、外国にルーツを持つ県民からなる「外国籍県民会議」、在住外国人の集住市で構成する「多文化共生集住9市連携会議」などを開催し、意見交換を行いました。

この他にも、地域で行政と在住外国人との橋渡し役を担う多文化共生推進員との情報交換や、在住外国人の雇用企業等へのヒアリング調査、パブリックコメントなどを実施し、幅広い方々からのご意見をいただきながら策定いたしました。

(4) 基本方針の対象期間

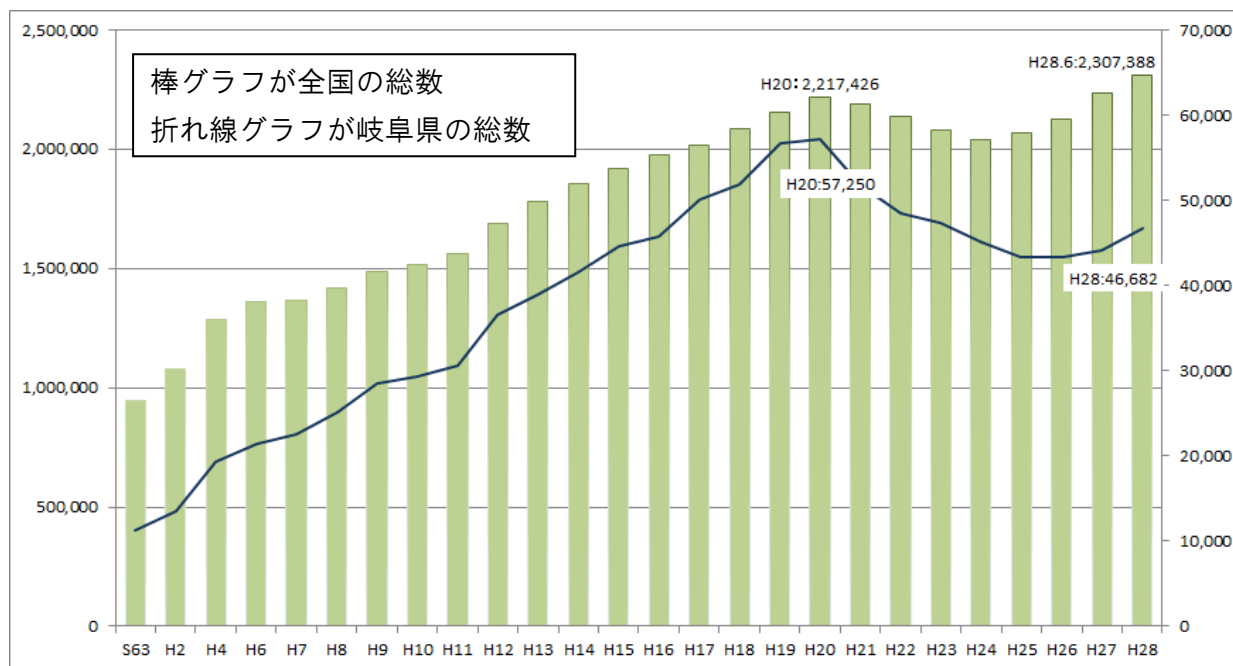
基本方針の対象期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。
なお、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

2. 基本方針策定（改定）の背景（在住外国人を取り巻く主な動向）

（1）全国と岐阜県の在住外国人の推移

全国、本県ともに、平成20年までは右肩上がり増加していましたが、リーマンショックなどの影響で、平成21年から減少に転じました。

その後、全国的には、平成25年に再び増加に転じ、平成28年時点で過去最高の水準となる約231万人となっています。



〔清流の国づくり政策課調べ／法務省「在留外国人統計」〕

各年12月末時点（H16～18は4月1日時点・H28の全国は6月末時点）

（2）在住外国人の総数と国籍構成の推移

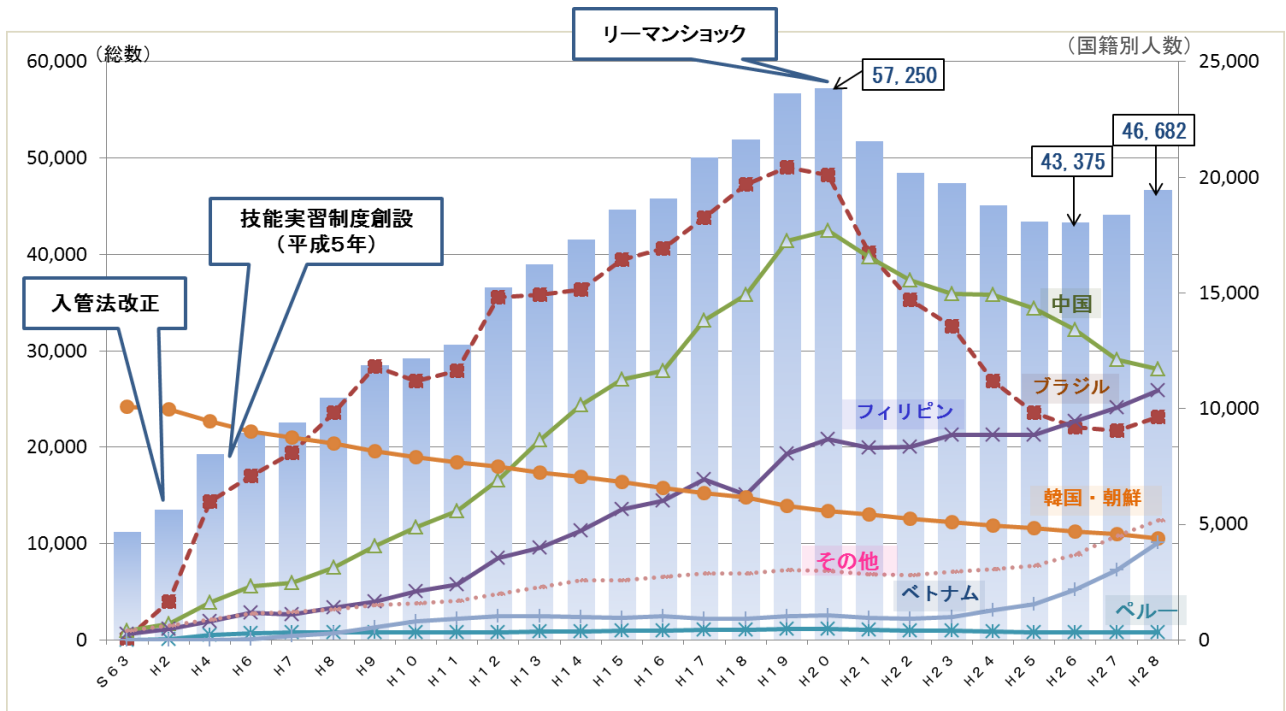
本県における在住外国人の総数は、リーマンショック以降減少を続けていましたが、平成27年に再び増加に転じています。

また、「国籍別」の推移については、在住外国人数のピーク時である平成20年と比べると、技能実習生の減などによって中国国籍が減少を続けており、ブラジル国籍もほぼ半減している状況です。

一方で、フィリピン国籍は増加傾向にあり、平成26年にはブラジル国籍を上回りました。

また、留学生や技能実習生の増などにより、ベトナム国籍が増加傾向にあるほか、インドネシア、カンボジアなど東南アジア諸国も増加傾向にあります。

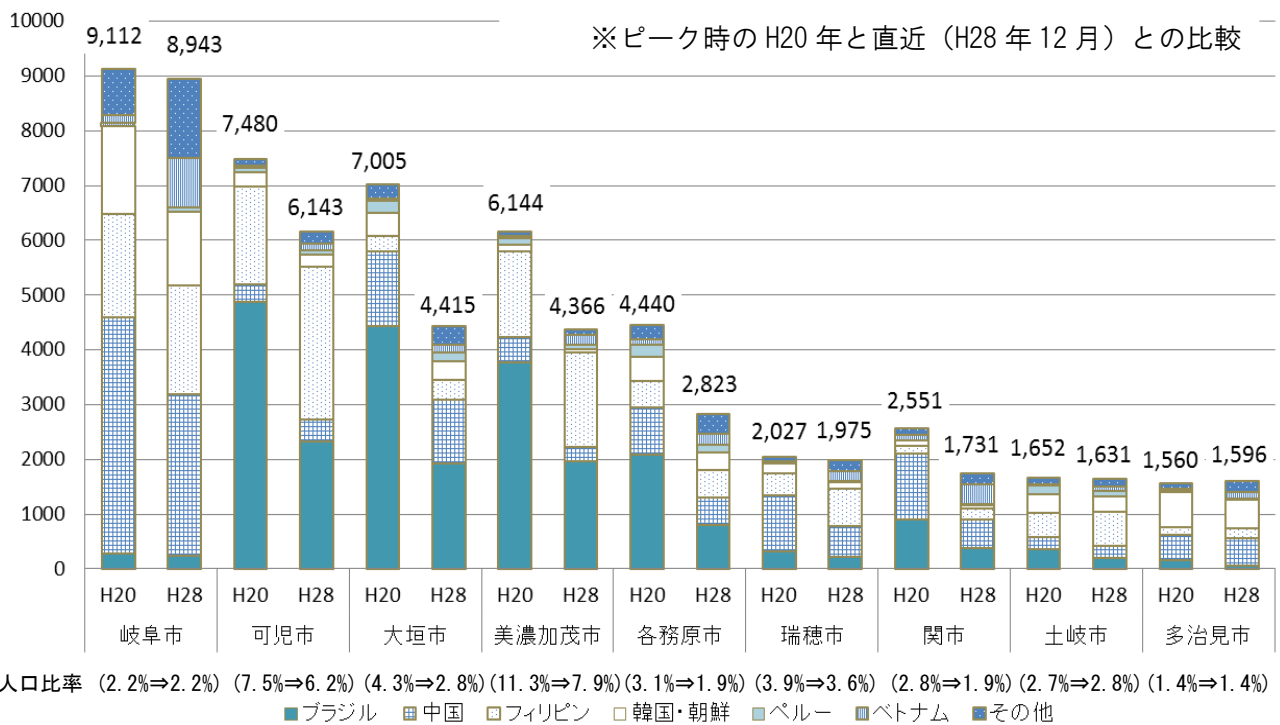
今後については、景気動向などの不確定要素はあるものの、企業における雇用ニーズの高まりや、国において、高度人材の受入れや、留学生の就労拡大などの取組みが進められていることなどから、当面、増加傾向が続くことが予想されます。



〔清流の国づくり政策課調べ／法務省「在留外国人統計」〕
各年12月末時点（H16～18は4月1日時点）

（3）市町村別の在住外国人人数（上位9市）

上位9市で県内在住外国人の約7割を占めており、県南部に集中している傾向にあります。

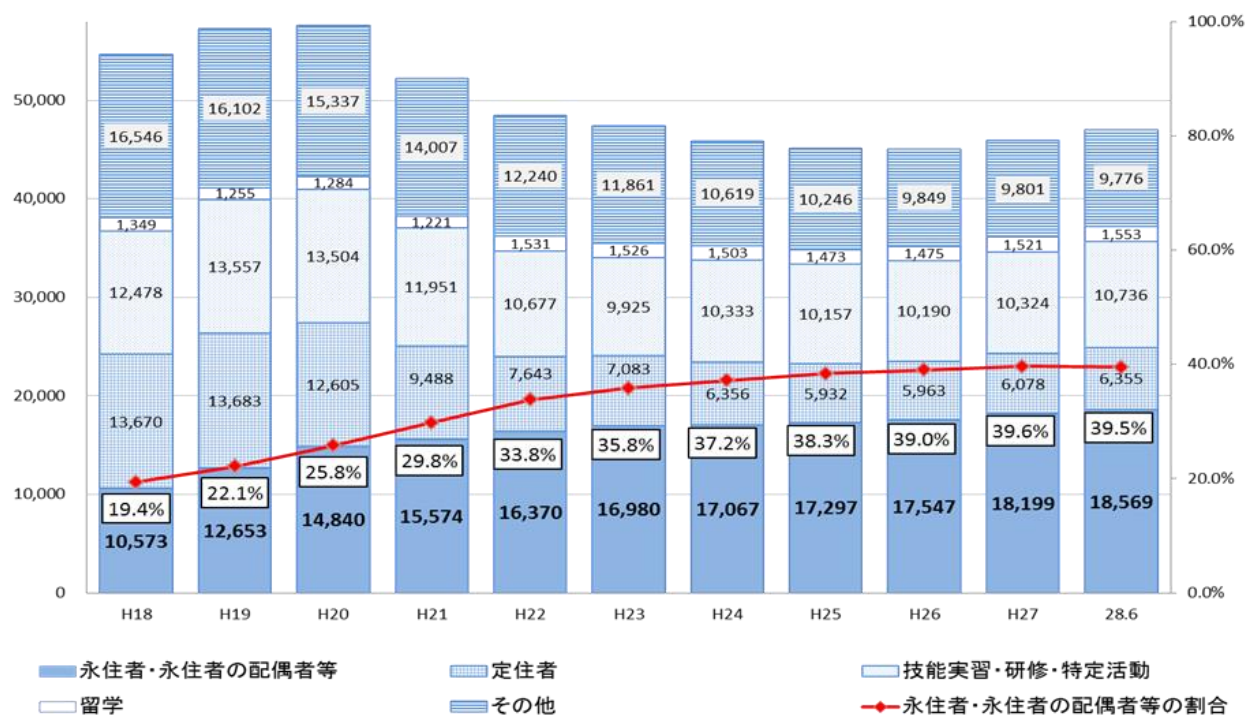


〔清流の国づくり政策課調べ H20年12月末、H28年12月末時点〕

※市人口は、人口動態統計調査（県統計課）[H21.1.1、H29.1.1現在の人口]

(4) 在留資格別の在住外国人の推移

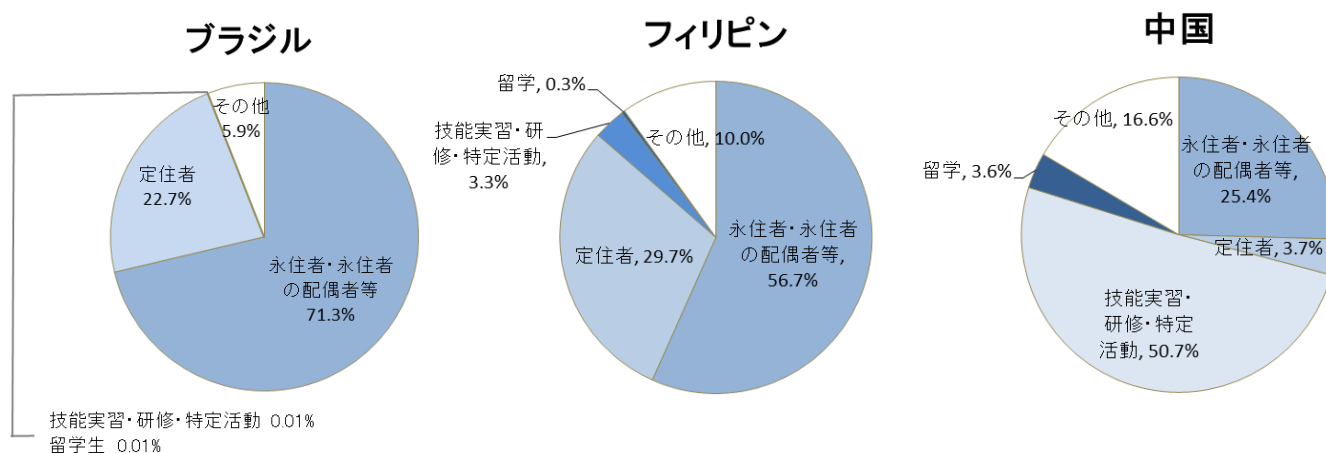
永住者等の割合は、平成18年には約19%でしたが、平成28年には約40%を占める状況になっており、日本に長く住むことなどを前提に、在留期間の制限のない在留資格「永住者」の許可を得た者や、その配偶者等が年々増加しています。



〔法務省「在留外国人統計」各年12月末時点・H28は6月末時点〕

(5) 在留資格別の県内在住外国人の割合（主な国籍別）

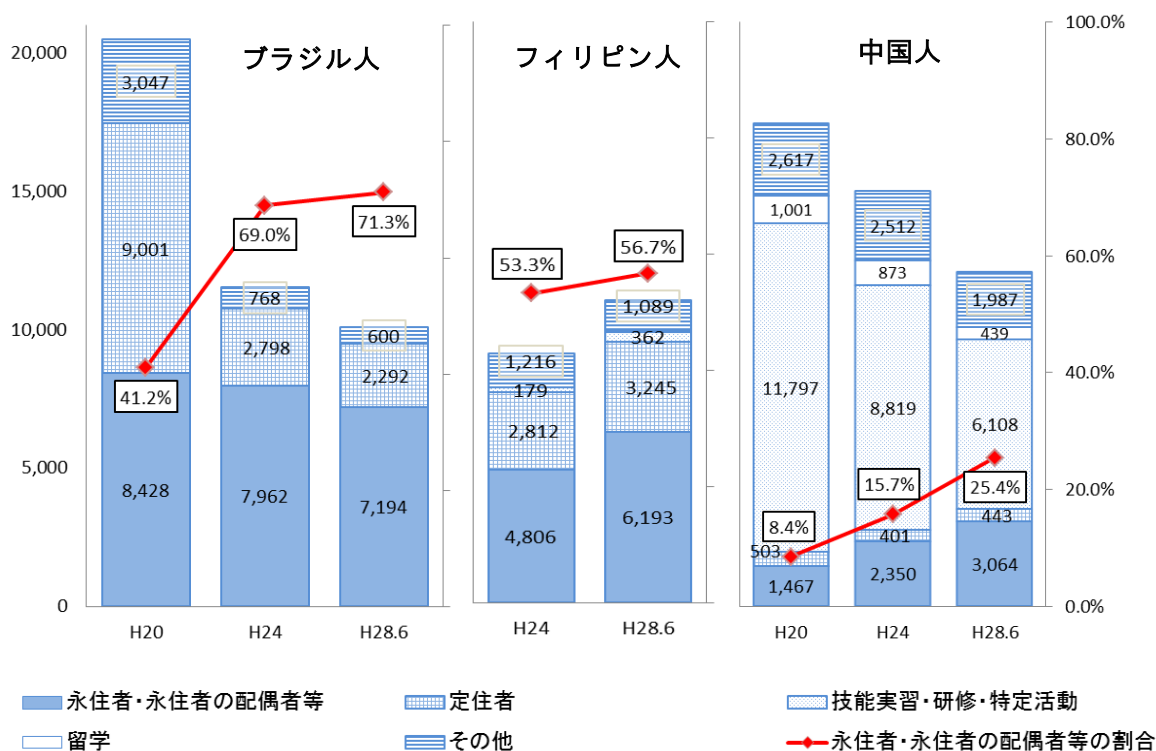
主な国別での在留資格の割合では、ブラジルでは、永住者等が約7割、フィリピンも永住者等が約6割、中国では約5割が技能実習・研修等、約3割が永住者等となっています。



〔法務省「在留外国人統計」H28.6月末時点〕

(6) 在留資格別推移（主な国籍）

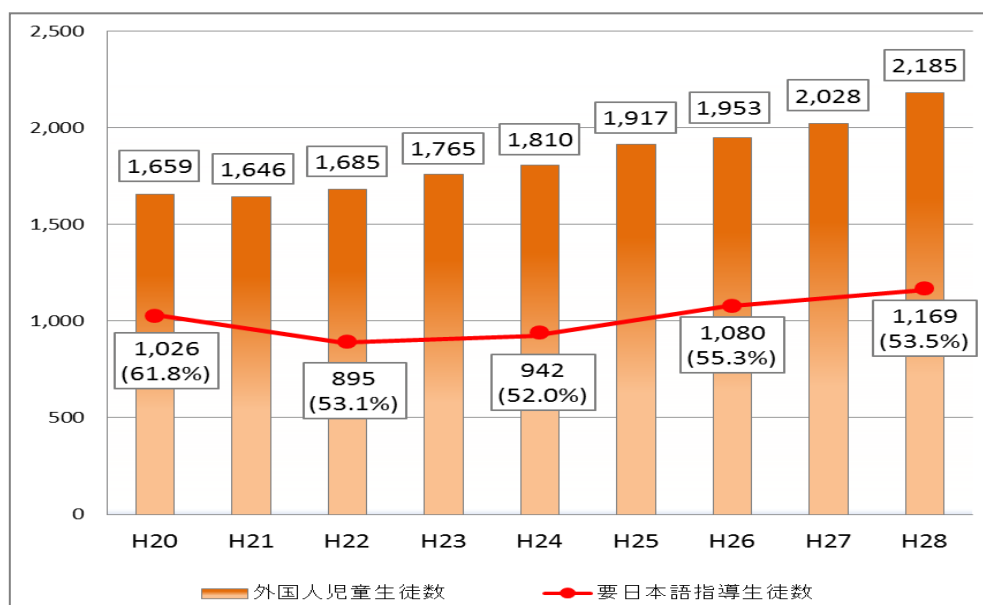
ブラジル、フィリピン、中国とも、永住者等の割合が高くなっています。



〔法務省「在留外国人統計」各年12月末時点・H28は6月末時点〕
 ※フィリピン人の在留資格別の統計はH24年分から公表されている。

(7) 公立小中学校における外国人児童生徒の動向

公立小中学校の外国人児童生徒数は、増加傾向にあります。また、折れ線グラフで示している日本語指導が必要な児童生徒数についても増加傾向にあります。

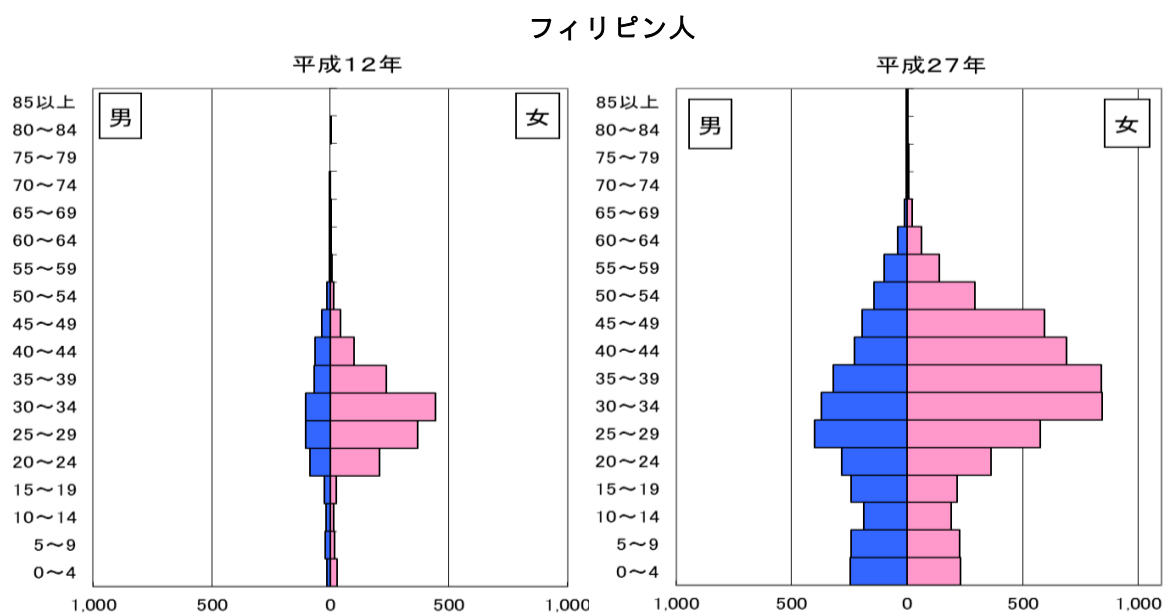
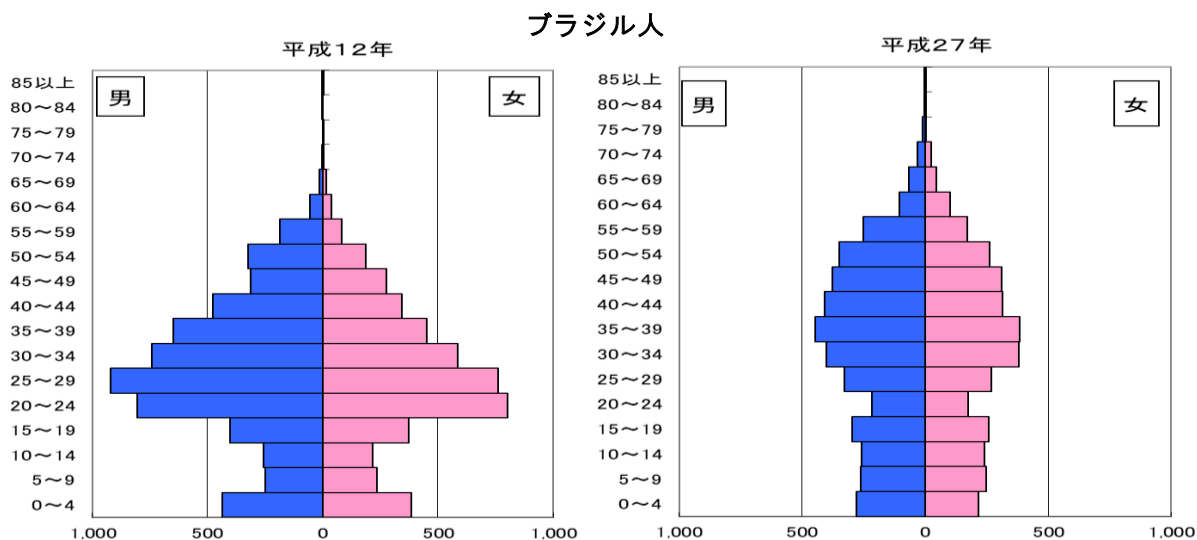


〔文部科学省「学校基本調査」・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」/県教育委員会調べ〕
 学校基本調査 各年5月1日時点、H28は速報値/日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査
 各年9月1日時点、H24、26は5月1日時点、H28は県教育委員会調べ5月1日時点

(8) 県内ブラジル人とフィリピン人の年齢構成の変化

永住者や定住者の多いブラジル人やフィリピン人の年齢構成の変化をみると、平成27年においては、30代、40代が中心となっていますが、平成12年と比べると、徐々に年齢層が高くなっています。また、上記(7)のグラフにも表れているとおり、子どもの割合も高くなっています。

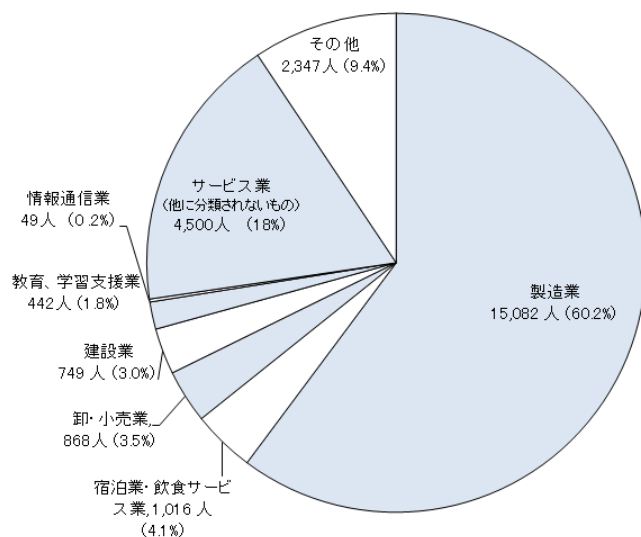
今後の永住化の進行を踏まえると、こうした傾向が引き続き進むものと予想されます。



[総務省「国勢調査」各年10月1日時点]

(9) 県内の産業別の外国人労働者の割合

県内の産業別の外国人労働者の割合では、「製造業」が60.2%を占めている状況です。



(参考)

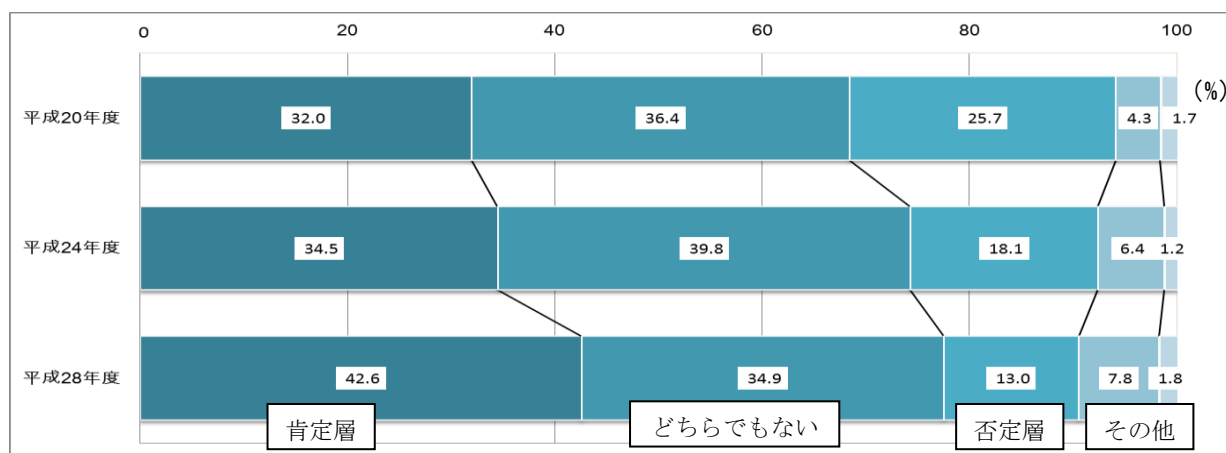
主な国籍	総数	製造業	宿泊・飲食サービス業	卸・小売業	建設業	教育・学習支援業	情報通信業	サービス業 (他に分類されないもの)	その他
中国	7,833	5,713	355	450	252	93	20	480	470
フィリピン	5,599	2,747	260	89	87	23	7	1,668	718
ブラジル	5,178	2,633	50	67	52	28	4	1,785	559
ベトナム	3,054	2,360	103	86	175	2	2	116	210

〔岐阜労働局「外国人雇用状況の届出状況」をもとに作成(平成28年10月末現在)〕

※県内の事業所で雇用されている外国人数であるため「在留外国人統計」や清流の国づくり政策課調べの総数と異なる。

(10) 在住外国人との共生について(県政世論調査)

平成20年度の調査と比較すると、肯定層が10.6ポイント増加し、否定層は12.7ポイント減少しています。



〔岐阜県「県政世論調査」〕

(注) 肯定層:「重要だと思う」+「どちらかといえば重要だと思う」

否定層:「あまり重要だと思わない」+「重要だと思わない」

(注) 平成24年度調査までは、選択肢が「よいことだと思う」「どちらかといえばよいことだと思う」

「どちらともいえない」「あまりよいことだと思わない」「よいことだと思わない」「わからない」であった。

3. 本県におけるこれまでの取組みと課題

(1) これまでの県の取組み状況

改定前の基本方針（H24.3策定）では、「自立のための支援」をキーワードに、①将来の見える生活（教育関係）、②自分で解決できる生活（労働・コミュニケーション関係）、③地域で安心して暮らせる生活（防災・医療関係）、④外国人が参画しやすい地域づくり、の4つの方向性で、様々な取組みを進めてきました。

主な取組みについては以下のとおりです。

(教育)

○児童生徒への学習支援、受入体制の整備

- ・ 加配教員の配置
- ・ 適応指導員(学校生活に適応するための通訳)、日本語指導非常勤講師の配置
- ・ 高校入試における「外国人生徒等に係る入学者の選抜」の実施
- ・ 外国人児童生徒等の日本語能力と学力向上につながるカリキュラムの開発・実施

○就学や進学に向けた支援教室等の開催支援

- ・ 義務教育年齢を超えた子どもに対する学習支援教室への助成
- ・ 市や市国際交流協会が実施する就学・学習支援教室等への助成
- ・ 就学前の子どもの支援

○子どもの将来に向けた生活設計支援

- ・ 在住外国人の子ども・保護者向け生活設計支援

(労働)

○就労や適正雇用に向けた取組み

- ・ 外国人青少年キャリア教育支援
- ・ 外国人労働者の適正雇用の促進（東海3県1市及び静岡県と連携し、適正雇用に向けたセミナー等を開催）

○留学生の県内での活躍に向けた取組み

- ・ 県内企業と留学生等の交流支援

(コミュニケーション（生活に必要な情報の提供・相談体制の整備）)

- ・ 在住外国人行政相談員の設置
- ・ 多言語による情報発信
- ・ 地域日本語教育連絡会議、日本語指導ボランティア向けの研修会の実施

(防災)

- ・ 災害時語学ボランティアの育成・確保及び市町村向け災害時多言語支援センター設置・運営訓練の実施
- ・ 外国人向け防災啓発講座の開催
- ・ 市町村外国人防災対策カルテの実施
- ・ 大規模災害時に設置する岐阜県災害時多言語支援センターの設置・運営マニュアルの整備

(医療)

- ・ 医療通訳ボランティアの育成・斡旋
- ・ 外国人患者受入環境整備（医療通訳の確保を図る病院に人件費を助成）

(外国人が参画しやすい地域づくり)

- ・ 多文化共生推進員の設置
- ・ 外国籍県民会議の開催
- ・ 地域で多文化共生社会づくりに向けた事業を行う団体への助成

(2) 課題

以上のとおり、本県ではこれまで、教育、労働、コミュニケーション、防災、医療、外国人が参画しやすい地域づくりの各分野において様々な取組みを進めてきたところです。

他方で、「多文化共生推進会議」や、「外国籍県民会議」、「多文化共生集住9市連携会議」でのご意見、その他関係者等とのヒアリング調査等により、課題が明らかになりました。

会議等でいただいた主な意見（課題）は以下のとおりです。

(教育)

○増加する外国人児童生徒への対応が必要

- ・ 市町村の行う外国人児童生徒向けの初期指導教室の定員が超過している。
- ・ 学校において加配教員や、適応指導員等の配置はあるが、更なる支援が必要。
- ・ 学校外における子どもの就学・学習支援について、担い手が限られている。
- ・ 外国人児童生徒が散在している地域における対応が不足している。
- ・ 不就学の児童生徒が存在している。

○永住化の進行等により、一層日本での生活設計を考えてもらうことが重要

- ・ 日本で暮らすのに必要なお金や、日本の教育制度などについて、十分に理解していない保護者が多く、子どもの就学等へ大きな影響を及ぼしている。
- ・ 子ども自身も、親に連れられ来日し、高校や大学への進学、就職など、日本における自分の将来の姿を描きづらい状況にある。

(労働)

○地域で活躍するための取組みがより一層重要

- ・ 外国人高校生等は、日本でのキャリアビジョンを描きづらい状況にある。
また、それが不安定な雇用につながる場合が多い。
- ・ 外国人学校の生徒であっても、日本での就職を希望する生徒が増えているが、複数の文化や言語を理解している強みを活かせていない。
- ・ 企業の外国人人材への関心の高まりはあるが、外国人雇用に対する経験が少なく、正規雇用などに踏み切れないケースも多い。
- ・ 文化や習慣が異なる外国人に対する企業側の理解も必要。また、技能実習生については、引き続きその処遇などに課題がある。

○留学生等の県内での活躍促進に向けた取組みも重要

- ・ 日本で就職し、永住を希望する留学生が多くなっている。
また、企業側からも海外で通用する人材へのニーズが高まっている。

(防災)

○熊本地震等の状況も踏まえ、防災対策への取組みが引き続き重要

- ・ 最近の大規模災害（関東・東北豪雨、熊本地震）において、「避難勧告がわからない」、「避難所で多言語表示がなく通訳もいないため、外国人が孤立している」などの問題点が指摘されている。
- ・ 外国人は、言葉や災害に不慣れなことなどから、災害時に支援が必要であるが、他方で、訓練を受ければ「支援者」にもなれる。

(医療)

○医療通訳の充実や、将来の高齢化の進行を見据えた取組みが必要

- ・ 医療通訳ボランティアはとっさの対応が困難。国籍構成の変化への対応も課題。
- ・ 永住化に伴い高齢化も進む中、健康意識の低い外国人が多いと感じる。

(コミュニケーション（生活に必要な情報の提供・相談体制の整備）)

○永住化や、国籍構成の変化を踏まえ情報提供の充実が必要

- ・ 日本で長く生活をする上で欠かせない、子育てや年金制度について、情報の多言語化がまだまだ不足している。
- ・ 国籍構成の変化に応じ、情報提供の充実が必要。

(外国人が参画しやすい地域づくり)

○多文化共生の地域づくり、意識づくりが引き続き必要

- ・ 学校において、言葉や文化の違いから友人とよい関係を築くまでに苦労した。
- ・ 地域に貢献したいという意識の高まりがあるが、活躍の場が少ない。
- ・ 外国人同士が意見交換を活発に行い、自ら課題の発信をし、行政等と連携していくことが必要。

4. 基本目標と今後の方向性について

(1) 基本目標

県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、「県民がお互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指す。

基本目標で掲げる社会は、短期間で実現できるものではなく、その時々状況や、課題を踏まえながら、不断の取組みを行う中で実現されるものです。

また、在住外国人が再び増加傾向にあることや、永住化の進行等を踏まえると、外国人県民が地域社会の一員として活躍でき、県民がお互いに暮らしやすい地域社会の実現に向けた取組みは、今後、より一層重要になるものと考えます。

このため、これまでの基本方針の目標と基本的に同様の目標として、引き続き取組みを進めていくものとします。

なお、これまでの基本方針では「外国籍県民」としていましたが、外国籍の県民だけでなく、幅広く外国にルーツを持つ方を対象としていることが分かりやすいよう「外国人県民」としました。

(2) 今後の方向性

基本目標で掲げた社会の実現に向け、今後は、以下の3つの方向性のもと、取組みを進めていきます。

1. 誰もが活躍できる環境づくり

永住化の進行や、児童生徒の増加などを踏まえると、中長期的な視点から外国人県民が地域社会の一員として、日本人とともにより一層活躍できる環境が重要となることから「誰もが活躍できる環境づくり」に取り組めます。

2. 安全・安心に暮らせる環境づくり

国籍構成の変化や、永住化の進行に伴う高齢化の進行も見据えつつ、防災や医療など各分野における支援を引き続き行い、「安全・安心に暮らせる環境づくり」に取り組めます。

3. 多文化共生の地域づくり

引き続き、多文化共生社会の実現に向け、多文化共生の意識啓発や、地域における交流を促進するなど「多文化共生の地域づくり」に取り組めます。

(3) 施策の基本的な考え方と具体的な取組み

1. 誰もが活躍できる環境づくり

①子どもの教育環境の充実

外国人児童生徒が、将来地域の担い手として活躍するためには、全ての児童生徒に充実した教育環境を提供する必要があります。

他方で、外国人児童生徒数は年々増加し、現在、公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は1,000人を超える状況にあることから、学校等における受入体制や、日本語・学習指導等のさらなる充実が求められています。

具体的には、外国人児童生徒が多く在住する市では、来日間もない児童生徒に、日本語や学校生活、習慣等について数か月程度指導をする「初期指導教室」を行っています。児童生徒の増加により待機児童生徒が生じている教室もあること等を踏まえ、市町村と連携し、来日初期の受入体制の整備に努めていきます。

また、各学校においても外国人児童生徒の増加を踏まえた日本語指導を行う担当教員や適応指導員（通訳）の配置、外国人児童生徒向けの学習指導方法の充実等を図るとともに、外国人児童生徒の少ない地域においても、こうした支援がしっかりと届くよう取り組んでいきます。

さらに、学校外においてもNPO等の民間団体が外国人児童生徒の学習支援を担っていますが、こうした学習支援の担い手も不足しており、支援地域が限られている状況にあることから、学校外における担い手の育成にも努めていきます。

加えて、永住化の状況なども踏まえると、児童生徒だけでなく、保護者にも教育に関する制度や、長期的に必要な費用の理解を深めていただく必要があることから、こうした情報の提供にも努めていきます。

(来日初期の受入環境の整備)

- 市町村の行う外国人児童生徒に対する初期指導教室の整備や、運営に必要な支援を行うなど、市町村と連携し、外国人児童生徒の受入れ環境の整備を推進します。

(学校における学習支援等の体制整備)

- 外国人児童生徒の母語を話すことが出来る適応指導員(学校生活に適応するための通訳等)の充実を図るとともに、日本語指導を行う担当教員についても、外国人児童生徒が少ない学校にも必要な支援ができるよう配置を進めるなど、教育環境の充実に向けた取組みを推進します。
- 外国人児童生徒向けに作成した特別のカリキュラムの普及を図るなど、外国人児童生徒の日本語指導や学校生活への適応、学力向上に向けた取組みを推進します。
(カリキュラムを整備した学校の割合 H33年度：100%)

(学習支援を行う民間の担い手育成)

- NPO等の民間団体が行う外国人児童生徒向けの学習教室への支援の充実や、学習支援の担い手育成に向けた研修会を開催するなど、学校外における学習支援の実施地域や担い手の拡充に向けた取組みを推進します。

(学習支援の担い手育成人数 H28年度:0人 → H33年度:27人)

(日本での生活設計に向けた支援)

- 日本で長く暮らすために必要な日本の教育制度や、お金、就労などに関する情報提供の充実を図るなど、保護者などに対する生活設計支援を推進します。

(不就学の児童生徒への取組み)

- 市町村に、不就学の実態把握の方法の提供や、補助制度、就学している外国人児童生徒数などの公表、その他必要な助言を行い、不就学の実態把握に向けた取組みを促すなど、外国人児童生徒の就学に向けた取組みを推進します。

(その他)

- 高校入試における「外国人生徒等に係る入学者の選抜」(特別の入学者選抜方法)を実施するとともに、更なる改善の必要性について検討を進めます。

また、多文化共生に関する教員研修講座、学校法人が設置する外国人学校への運営補助などについても引き続き推進します。

②地域社会で活躍できる環境づくりの推進

地域社会でより活躍できる環境づくりを推進するためには、外国人高校生や留学生などへの情報提供の充実や、外国人人材に対する企業の理解の促進が重要です。

具体的には、外国人高校生等や外国人学校の学生は、日本でのキャリアビジョンを描きづらい状況にあることから、働き方や企業などについての情報提供の充実に努めます。

また、企業における外国人人材への関心の高まりや、日本での就労を希望する留学生の増加などを踏まえ、文化や習慣が異なる外国人に対する企業側の理解の促進や、留学生と企業の情報交換の促進、適正就労に向けた取組みなどを進めます。

(キャリア教育の充実)

- 外国人高校生等に対し、外国人の先輩社員から仕事内容や、やりがいなどを紹介する講座の開催のほか、新たにインターンシップを実施するなど、キャリア教育の充実に向けた取組みを推進します。

(キャリア教育支援に向けた取組みへの参加者数

H28年度(単年):35人 → H33年度(5年間の累計):230人)

(企業の理解や、留学生等との情報交換の促進)

- 今後、外国人人材の就労の増加が見込まれる介護分野について、事業所等に文化的な違いの基礎知識や、生活支援方法の情報提供を行うなど、外国人人材が活躍できる環境整備を推進します。
- 県内留学生と企業との交流の促進など、引き続き留学生の県内企業への就職に向けた取組みを推進します。

(適正就労の促進)

- 東海4県1市で策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の啓発セミナーの開催や、国への外国人人材の就労環境の適正化に関する要望など、適正就労に向けた取組みを推進します。
- 外国人技能実習生については、技能実習制度が適正に運用されていない監理団体に対して、入国管理局等と連携し、検査等の実施・指導を行うとともに、岐阜労働局が主催する技能実習生等受入適正化推進会議を通じて、監理団体に対する技能実習生の労働条件の確保・改善に関する要請を推進します。

(その他)

- E P A (経済連携協定)などの国の政策により県内で就労する専門人材に対し、資格取得や日本語の習得に必要な支援を引き続き推進します。

2. 安全・安心に暮らせる環境づくり

①外国人防災対策の強化

外国人県民が安全に生活する上では、防災対策の充実は欠かすことのできない重要な課題ですが、近年の大規模災害（関東・東北豪雨、熊本地震）では、避難情報が理解できなかったり、避難所に日本語以外の案内表示がなく、通訳もいなかったため、外国人が孤立したといった指摘がされています。

このため県において「岐阜県災害時多言語支援センター」の訓練や、災害時のボランティアの育成・確保を図るとともに、避難情報の発信や、避難所の運営など、地域防災における重要な役割を担う市町村に対しても外国人防災対策の強化に向けた働きかけを行います。

また、災害時に外国人自身も支援の担い手となっていただくことも重要であることから、外国人防災人材の育成にも努めます。

なお、こうした外国人防災対策については、県・市町村と、それぞれの多文化共生担当部局・防災担当部局の連携のもと推進します。

（県・市町村における外国人防災対策の強化）

- 大規模災害時に、翻訳や通訳派遣調整などを行う「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練や、災害時語学ボランティアの育成・確保を図るなど、県における外国人防災対策を推進します。

（災害時語学ボランティアの登録人数 H28年度:85人 → H33年度:130人）

- 市町村が取り組むべき外国人防災対策をまとめた「市町村外国人防災対策カルテ」を活用し、市町村に外国人防災対策の働きかけを行うとともに、市町村の行う災害時多言語支援センターの設置・運営訓練に対する支援を行うなど、市町村の外国人防災対策の強化に向けた取組みを推進します。

（在住外国人集住市等における外国人防災対策カルテの重要項目達成率

H28年度:70.4% → H33年度:100%）

（外国人防災人材の育成）

- 外国人県民自身も災害時の支援の担い手となれるよう、外国人県民向けの防災に関する研修会を開催するなど、外国人防災人材の育成に向けた取組みを推進します。

②医療体制の充実など生活における安全・安心の確保

外国人県民が安心して暮らすためには、安心して医療機関で受診できる体制や、将来的な高齢化を見据えた啓発、交通安全対策など、生活における安全を確保する必要があります。

このため、医療機関における外国人患者の受け入れ体制の充実や、将来の高齢化を見据えた健康啓発、外国人向けの交通安全対策などを推進します。

(医療機関への受診体制の充実)

- 県内医療機関が行う医療通訳の雇用や、電話等による医療通訳サービスの導入など、外国人患者の受入体制の整備に向けた支援や、医療通訳ボランティアの育成・確保を進めるなど、医療体制の充実に向けた取組みを推進します。

(医療通訳ボランティアの登録人数 H28 年度:48 人 → H33 年度:80 人)

(高齢化等を見据えた健康啓発)

- 外国人県民向けの生活習慣病の予防講座や、子ども向けの健康づくり講座の開催など、外国人県民の健康づくりに向けた取組みを推進します。

(外国人交通安全対策等の推進)

- 外国人県民向けの交通安全テキストや、外国人交通安全指導員の配置、交通安全教育の実施など、引き続き生活における安全・安心の確保に向けた取組みを推進します。

③相談体制や情報提供の充実

外国人県民からの相談への対応や、情報提供についても、永住化の進行と、それに伴う高齢化の進行などを踏まえた取組みが求められています。

このため、年金や子育てなどに関する情報提供の充実などを推進します。

(相談体制の充実)

- 年金や、子育てなどに関する相談に適切に対応するための在住外国人相談員の研修会を開催するなど、永住化や、高齢化などを踏まえた相談体制の充実に向けた取組みを推進します。

(情報提供の充実等)

- 県広報「岐阜県からのお知らせ」のほか、市町村等とも連携し、保育所の入園に関する情報、その他生活に必要な情報などの多言語化を進めるとともに、情報提供の方法や表現のあり方などについては「外国籍県民会議」の委員をはじめ、外国人県民の意見を踏まえながら取り組むなど、情報提供の充実に向けた取組みを推進します。

- 多文化共生推進員を通じた情報提供を推進します。

(多文化共生推進員の人数： H28年度:30人 → H33年度:42人)

- 引き続き国籍の変化の状況を踏まえ、在住外国人行政相談員の対応言語や、多言語化する対象言語の見直しを進めるとともに、翻訳機能を備えたタブレット端末等の活用などについて取り組んでいきます。

(その他)

- 日本語教室の主宰者等による情報交換会の開催により、引き続き地域における日本語教室の活性化、連携強化を図るなど、外国人県民の日本語の学習機会の充実に向けたい取り組みを推進します。

3. 多文化共生の地域づくり

①多文化共生社会の実現に向けた意識醸成

多文化共生社会の実現に向けては、お互いの文化や考え方を尊重するという意識醸成が重要です。

このため、多文化共生推進員や、市町村等と連携しつつ、地域のイベントや、学校での授業など、様々な機会を通して、多文化共生に向けた意識づくりを推進します。

- 多文化共生推進員や市町村・市町村国際交流協会と連携し、地域における多文化共生の意識づくりを推進します。
(多文化共生推進員の人数： H28年度:30人 → H33年度:42人)
- 多文化共生に係るイベントや、地域における多文化共生の意識醸成に向けた取組みの支援、外国人県民を理解しコミュニケーションを図るための講座の実施など、地域における多文化共生の意識づくりを推進します。
- 学校への国際交流員等の派遣や、外国と日本の文化を理解する学習・活動などにより、児童生徒に対する国際理解や多文化共生の意識啓発を推進します。

②外国人県民等の意見を踏まえた施策の展開

多文化共生の施策を推進する上では、外国人県民等の意見も踏まえていくことが重要です。

このため、外国人県民のキーパーソンや、多文化共生推進員など、様々な方の意見を積極的に取り入れながら施策を推進します。

- 外国人県民のキーパーソンとの意見交換会や、多文化共生推進員との情報交換会の開催など、引き続き、外国人県民等の意見を多文化共生推進施策に活かすための取組みを推進します。

5. 推進体制

多文化共生の推進に向けては、国、県、市町村（市町村国際交流協会を含む）、岐阜県国際交流センター、民間団体（NPO等）、企業、県民が、それぞれ果たすべき役割を認識し、連携して取り組んでいく必要があります。

このため、以下の会議などにより、関係機関等が相互に情報交換等を行いながら一体となって取組みを進めます。

なお、本基本方針に基づく施策の取組み状況については、岐阜県多文化共生推進会議や岐阜県外国籍県民会議などでのご意見や評価を踏まえながら、岐阜県多文化共生推進本部でフォローアップを行います。

○ 岐阜県多文化共生推進本部

知事を本部長として、各部長や、県事務所長等で構成する本部員会議を開催し、本基本方針に基づく施策の総合的な企画調整や、フォローアップ等を行います。

○ 岐阜県多文化共生推進会議

教育関係者や、NPO、企業等の各分野の有識者より、それぞれの立場から、本基本方針に基づく施策の取組み状況や、多文化共生推進施策についてのご意見をいただきます。

○ 岐阜県外国籍県民会議

地域における外国人県民のキーパーソンにご意見を伺うことで、外国人県民の意見を多文化共生推進施策に反映します。

○ 多文化共生推進員情報交換会

外国人県民と地域、行政との橋渡しや、地域における多文化共生を進める多文化共生推進員との情報交換等により、県施策の地域への浸透を図ります。

○ 多文化共生集住9市連携会議

外国人県民が多数在住する県内上位9市（岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市）による会議を開催し、県・市が連携し多文化共生推進に向けた取組みを進めます。

○ 外国人労働者等受入企業連携推進会議

外国人受入企業と行政が連携し、継続的な協力関係のあり方を協議するとともに、外国人人材の適正雇用に向けた情報交換を行います。

○ 多文化共生推進協議会

外国人が多数在住する7県1市（群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市）が協力して、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組みを進めます。

○ 在住外国人行政相談員意見交換会

外国人県民の様々な相談に母語で対応する行政相談員との意見交換を通じ、外国人県民の現状を施策に反映していきます。

○ 国における日系定住外国人施策の推進状況や、高度人材の受入、外国人留学生の就労拡大などの動向も注視しつつ、外国人児童生徒に対する教育の充実や、就労環境の適正化、外国人患者の受入環境の整備などの多文化共生の推進に向けた取組みを進めるよう国に提言・要望等を行います。

○ 地域における多文化共生に係る取組みや、イベント、出前講座などを通じて、県民の皆様との意見交換などにも取り組んでいきます。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

岐阜県多文化共生推進基本方針

平成29年3月策定

清流の国推進部 清流の国づくり政策課
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8197

FAX 058-278-2562

E-MAIL c11122@pref.gifu.lg.jp